

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第10節 高等研究院 (高等研究院)</p> <p>第50条 京都大学に、国際的な最先端研究を実施するための組織として、高等研究院を置く。</p> <p>2 高等研究院に、<u>「世界トップレベル研究拠点プログラム」を継承し、物質科学と細胞科学を統合した新たな学問領域の創出を目指すための研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点を置く。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、高等研究院に関し必要な事項は、京都大学高等研究院規程（平成28年達示第19号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第10節 高等研究院 (高等研究院)</p> <p>第50条 (同 左)</p> <p>2 高等研究院に、次の各号に掲げる目的の達成を目指すため、それぞれ当該各号に掲げる研究拠点を置く。</p> <p><u>(1) 「世界トップレベル研究拠点プログラム」を継承し、物質科学と細胞科学を統合した新たな学問領域を創出すること 物質—細胞統合システム拠点</u></p> <p><u>(2) 「世界トップレベル研究拠点プログラム」を実施し、多分野融合研究によりヒトの設計原理を解明して新しい生命科学及び医学の基盤を形成すること ヒト生物学高等研究拠点</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年10月30日から施行する。</p>